

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

株式会社 まごころ福祉 居宅介護支援事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(奈良県指定 第2970103566号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

○ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

○必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	4
7. 苦情の受付について	5

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 まごころ福祉
(2) 法人所在地 奈良県奈良市中山町西四丁目535-526
(3) 電話番号 0742-48-5990
(4) 代表者氏名 代表取締役 勝田 哲司
(5) 設立年月 平成8年8月30日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 ケアプランの作成・利用者のサービス内容における各関係機関との連絡調整等
(3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所・平成20年4月1日変更指定
奈良県 第2970103566号
(4) 事業所の所在地 奈良県奈良市中山町西四丁目535-526
(5) 電話番号 0742-52-8244
(6) 事業所長(管理者)氏名 中尾 こずえ
(7) 運営方針 在宅介護は高齢者の生活に深いかかわりをもつものであり、その果たす重要な役割を自覚し、高い福祉理念のもとに、常に社会の信頼を得られるよう努める。居宅介護支援サービスに携わるスタッフは、常に自身の資質向上を図り、高齢者本位の対応ができるよう各々が自己研鑽に努める。
(8) 開設年月 平成11年8月4日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 上北山村・下北山村・十津川村・野迫川村・天川村・川上村・黒滝村・東吉野村を除く奈良県全域
(2) 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日～土曜日
受付時間	午前9時～午後6時
サービス提供時間帯	午前9時～午後6時
緊急時対応	24時間電話での対応

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1名		1	1名	介護支援専門員
2. 介護支援専門員	2名		2.0	3名	介護支援専門員

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

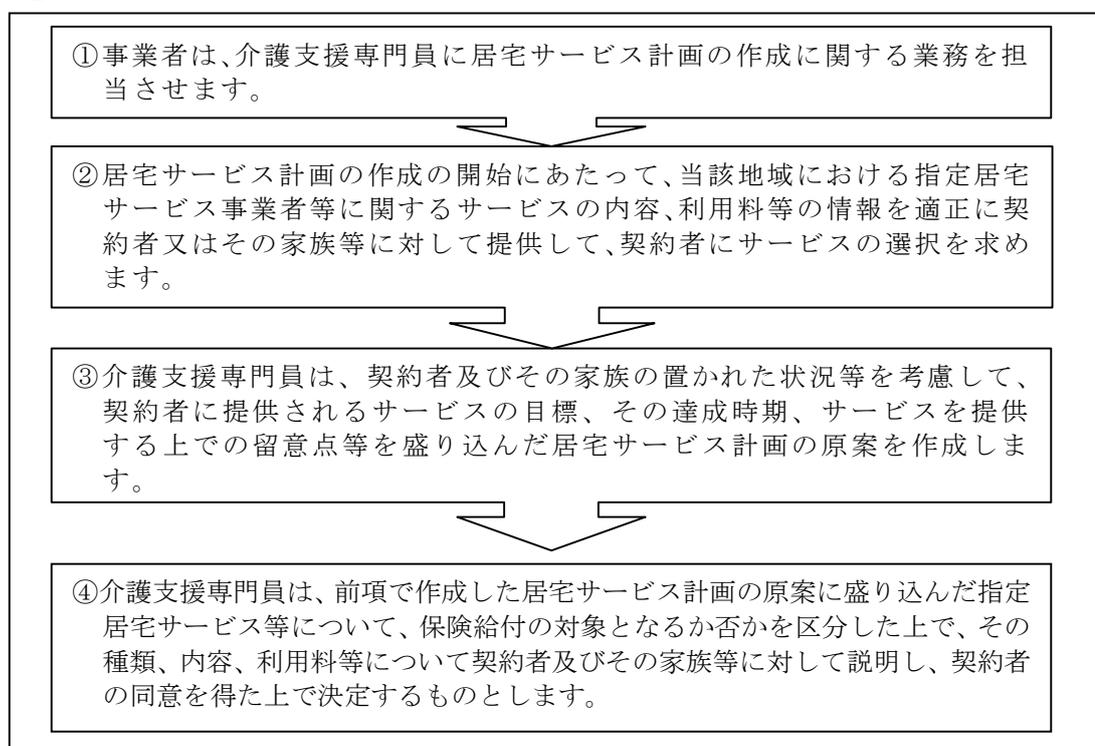
（1）サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）*

<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、公正中立を基とし、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

(2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔管理者・介護支援専門員〕 中尾 こずえ

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

9：00～18：00

※営業時間外ならびに日曜日については、本社において対応いたします。

○本社電話番号 0742-48-5990

(2) 行政機関その他苦情受付機関

各市町村 介護保険担当課 (例：奈良市介護福祉課)	所在地	奈良市二条大路南1-1-1
	電話番号	0742-34-1111 (代)
国民健康保険団体連合会	受付時間	午前9時～午後5時 (毎週月曜日～金曜日)
	所在地	奈良県橿原市大久保町302番-1
	電話番号	0744-29-8311
	受付時間	午前9時～午後5時 (毎週月曜日～金曜日)

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 住所 奈良市中山町西四丁目 535-526
事業者 株式会社 まごころ福祉 居宅介護支援事業所
代表者氏名 勝田 哲司 印
説明者職名 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に際し、付属文書の内容も含め、同意致しました。

利用者 住所
氏名

印

代理人 住所
氏名

印

(代理人の場合は続柄の記載をお願い致します。) 続柄：()

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務(契約書第10条、第11条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守りません。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)
・サービス担当者会議など、契約者に係る他の居宅介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができます。

2. 損害賠償について(契約書第12条参照)

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。